

## 平成26年 第10回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 平成26年10月28日(火) 午後14時から14時35分
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 11名  
2番 徳久 信義      3番 大西 準一      6番 木浦 由子  
7番 森 清一      8番 永友 祥一      10番 加藤 重喜  
11番 坂本 幸      12番 宇治橋 俊美      13番 永友 清太  
14番 渡瀬 俊弘      会 長 坂本 弘志
4. 欠席委員  
1番 金崎 均      5番 森崎 英明
5. 議事日程  
第1 議事録署名委員の指名  
第2 会期の日程(下記のとおり)  
第3 諸報告  
第4 議案第50号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認  
について  
第5 議案第51号 非農地証明交付申請の承認について  
第6 議案第52号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計  
画について
6. 事務局職員 事務局長 鳥井和昭      局長補佐 三笠浩三  
係 長 永友亜紀子

(開会14時00分)

[事務局]

それでは平成26年第10回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。よろしく願いいたします。

[議長]

本日の委員13名中11名が出席です。農業委員会等に関する法律第21条3項により総会は成立しております。なお、欠席の森崎委員・金崎委員からは欠席届が提出されております。

これより議事に入ります。まず日程第1の「議事録署名委員及び会議書記の

指名」を行います。高鍋町農業委員会会議規則第9条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。本日の議事録署名委員には、11番坂本幸委員、12番宇治橋俊美委員を指名いたします。なお本日の会議書記には、事務局職員の三笠浩三局長補佐を指名いたします。

日程第2の「会期の決定」については別記のとおり、本日10月28日の一日間とすることについて、ご異議はございませんか。【異議なしの声あり】

異議なしと認めます。よって会期は、本日10月28日の一日間と決定しました。

議事日程第3に諸報告を事務局に求めます。

#### [事務局]

諸報告、2ページをお開きください。業務報告10月。2日木曜日、全国農業新聞全国統一普及活動市町村巡回が15時20分より役場 第2会議室にて行われました。会長・木浦委員、事務局からは鳥井・永友が出席しております。

3日金曜日、西都児湯市町村農業委員会連絡協議会委員研修会が10時30分から川南町 川南町農業環境改善センターで開催されております。全委員となっておりますが、講話の方に11名、野外研修に7名参加しております。事務局からは鳥井が出席しております。10日金曜日、平成26年度農業者年金加入推進特別研修会が13時30分よりJA・AZM大研修室で行われております。大研修会となっておりますが、大研修室に訂正方をお願いします。参加につきましては、会長・渡瀬委員・木浦委員、事務局からは永友係長が出席しております。21日火曜日、現地確認が9時から行われております。永友清太委員・木浦委員・徳久委員、事務局からは鳥井・永友係長が出席しております。22日水曜日、宮崎県農業会議第405回常任議員会議が10時から宮崎県トラック協会研修室で行われています。会長が出席しております。22日水曜日、宮崎県農政水産部と農業会議常任議員との意見交換会が13時から宮崎県農政水産部会議室で行われております。会長が出席しております。28日火曜日、本日でございます。農業委員会総会が14時から第3会議室にて開催されております。全委員となっておりますが、11名の参加となっております。事務局からは全職員が出席しております。

業務計画11月です。4日から現地調査の方をよろしく申し上げます。9時・13時30分と書いてありますが、こちらは4日の9時からが金崎委員、13時30分からが徳久委員、事務局からは川越農地相談員が参加いたします。5日同じく現地調査、9時から大西委員、13時30分から森崎委員、事務局からは川越農地相談員です。5日水曜日、高鍋町農業者年金受給者協議会会員交流会が8時30分から中央公園で開催されます。会長・事務局からは、全職員

が出席いたします。5日水曜日、高鍋町新農業振興対策協議会農政部会が10時から役場第1会議室で開催されます。会長が出席となっております。6日木曜日、農地現況調査9時から木浦委員、13時30分から森委員、事務局からは川越農地相談員が参加いたします。6日木曜日、西都児湯市町村農業委員会会長・農業者年金会長・事務局長合同視察研修が8時10分から熊本県で研修があります。会長・鳥井が出席いたします。7日も同じく研修となっております。会長・鳥井が出席いたします。7日金曜日、農地現況調査につきましては9時からが永友祥一委員、13時30分からが加藤委員、事務局からは川越農地相談員が参加いたします。10日月曜日、農地現況調査、9時からが坂本幸委員、13時30分からが宇治橋委員、事務局からは川越農地相談員が参加いたします。11日火曜日、農地現況調査9時からが永友清太委員、13時30分からが渡瀬委員、事務局からは川越農地相談員が参加いたします。11日火曜日、高鍋町SAP会議・高鍋町SAP会議OB・高鍋町農業委員会交流会が開催予定です。全委員に案内はさせていただいているところです。事務局からは鳥井が出席いたします。12日水曜日、農地現況調査、9時から会長となっております。事務局からは川越農地相談員です。13日が大分県日出町農業委員会が視察研修にこちらの方に訪れます。13時からとなっておりますが、13時30分に訂正をお願いいたします。会長・事務局からは全職員が参加いたします。21日金曜日が宮崎県農業会議第406回常任議員会議が10時から宮崎県庁7号館744号室で開催されます。会長が出席予定です。21日金曜日が現地調査です。9時からです。会長・大西委員・森崎委員、事務局からは鳥井・永友係長が参加予定です。28日金曜日が次回の農業委員会総会になります。14時から同じく第3会議室、全委員・全職員が参加予定となっております。以上です。

3ページをご覧ください。県進達経過報告を申し上げます。平成26年9月29日、農業委員会総会承認分です。農地法4条申請、9月22日に現地調査を行っております。申請人 ○○○○、転用目的は進入路兼駐車場で問題ありません。

農地法5条申請、9月22日に現地調査を行っております。借受人 ○○○○、貸渡人 ○○○○、転用目的は一般個人住宅で問題ありません。譲受人 ○○○○、譲渡人 ○○○○、転用目的は一般個人住宅で問題ありません。譲受人 ○○○○、譲渡人 ○○○○、転用目的は一般個人住宅で問題ありません。譲受人 ○○○○、譲渡人 ○○○○、転用目的は太陽光発電施設で問題ありません。10月22日付けで許可となっております。

続きまして4ページをご覧ください。合意解約届出について。農地法第3条による使用貸借契約がなされていましたが、このたび合意解約書が提出されましたので報告いたします。

1番 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 638 m<sup>2</sup>他 1筆。使用借受人 〇〇大字〇〇 〇〇番 〇〇〇〇、使用貸渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番 〇〇〇〇。解約届出日、解約成立日、土地引渡日はいずれも平成26年10月15日です。

2番 〇〇字〇〇 〇〇番 田 763 m<sup>2</sup>他 3筆。使用借受人 〇〇大字〇〇 〇〇番 〇〇〇〇、使用貸渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番 〇〇〇〇。解約届出日、解約成立日、土地引渡日はいずれも平成26年10月15日です。以上です。

[議長]

ただいまの報告について、ご質問・ご意見はございませんか。

[11番]

今、宇治橋委員と相談したんですけど、農地現況調査の件ですけど、午前中、私となっていますが、午後と交代して頂くといいと思ひまして。午前中、宇治橋委員に出てください、私が午後。すみませんお願いします。

[事務局]

今、こちらの方で日程を勝手に組ませていただいて、議席順に名前を記入させていただいてるんですけど、ご都合が悪い場合は交代していただくか、もしくは交代が出来ない場合は後日という事で日を改めて設定させていただきますのでご自分の日程表と協議していただいて報告していただけるとよろしいかと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

[議長]

他にはございませんか。

それでは質問等ないようですから、以上で諸報告を終わります。

次に日程第4 議案第50号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について。申請は1件となっております。5名の方が〇〇〇〇に賃貸借をするという事になっておりますので、見た目は5件出ているようになっておりますけれども、申請は1件です。

土地につきましては一括して5件分を読み上げさせていただきます。借受人につきましては〇〇〇〇という事で一つで挙げさせていただきたいと思えます。

1-1 農地の所在 〇〇 〇〇 〇〇番 田 763 m<sup>2</sup>他4筆。貸付人 〇〇 大字〇〇 〇〇番 〇〇〇〇。

1-2 〇〇 〇〇 〇〇番 田 1,064 m<sup>2</sup>。貸付人 〇〇大字〇〇 〇〇番 地 〇〇〇〇。6ページをお開きください。

1-3 〇〇 〇〇 〇〇番 田 962 m<sup>2</sup>。貸付人 〇〇大字〇〇 〇〇番 地 〇〇〇〇。

1-4 〇〇 〇〇 〇〇番 田 795 m<sup>2</sup>。貸付人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。

1-5 〇〇 〇〇 〇〇番 田 638 m<sup>2</sup>他1筆。貸付人 〇〇大字〇〇〇〇 番地 〇〇〇〇。

借受人が〇〇 〇〇 〇〇番 〇〇〇〇です。転用目的は店舗及び露天駐車場となっております。それでは担当の加藤委員ご説明をお願いいたします。

#### [10番]

説明いたします。この申請は〇〇〇〇が〇〇〇〇さん他4名の農地を転用して店舗・倉庫・駐車場などを建設して開店営業するものでございます。場所は宮田川の二本松橋という橋があります。そこから北の方に行くとホームワイド、ヤマト運輸の高鍋営業所がありますが、道を挟んで東側になります。北の方には道路を挟んで高鍋町消防団第2部の機庫がございます。西側はヤマト運輸、南東の方に田んぼが広がっておりますが、農地と建設用地との間には水路がございます。直接は関係はないようでございます。南東の方だけに水田がございますが、他は住宅とホームワイド、ヤマト運輸となっておりますので、問題はないかなと思っております。以上よろしく申し上げます。

#### [議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

#### [13番]

報告いたします。10月21日火曜日に徳久委員・木浦委員と私、事務局から鳥井局長・永友係長の5名で現地を調査して参りました。申請地はここ一年休作をされておまして、前の年に蒔いたコスモスが今咲いている状態でした。加藤委員の説明の通り申請地の東側に隣接した田が残るようですが、〇〇〇〇さんの田んぼでありまして、借受人とも話をされて問題ないように思われま

した。後日、ちょうど〇〇〇〇さんの話を聞く機会がありましてそういう状況でありました。南側に水路を挟んで水田が広がっておりますけれども、南側という事もあり、雑排水等も適切に処理されるという計画という事でございますので問題ないと思われました。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、水道管・下水道管の2種類が埋設された沿道の区域に位置し 500 m以内に二つ以上の医療施設がある区域にある農地であることから第3種農地と判断されます。転用目的は店舗及び露天の駐車場となっており、第3種農地であるため転用許可対象となります。申請地周辺には堅固なブロック塀を設け、隣接農地への土砂の流出を防止し、雨水は南側水路へ放流、雑排水は公共下水道へ放流する計画となっております。ヤマト運輸さんと申請地の間の道路に公共下水道が埋設されており、雑排水についてはそちらに流すという事です。

事業費は建物〇〇円、土地代・造成費が〇〇円となっております。面積は4,985 m<sup>2</sup>程度であり、開発行為については高鍋土木事務所・宮崎県住宅建築課と協議の上、開発行為には該当しない旨の回答を得ており、建設管理課の方にも確認をいたしております。また、雨水排水につきましては中鶴水利組合より同意書が提出されております。各農地についても小丸川土地改良区より差し支えないと意見書の提出がなされております。事業費につきましても、金融機関の残高証明書が添付されており問題ないと判断しております。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

次に日程第5 議案第51号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

「非農地証明交付申請の承認について」でございます。

農地の所在 ○○字○○ ○○番 田 現況 宅地 面積 177 m<sup>2</sup>です。所有者は○○大字○○ ○○番 ○○○○ 外6名です。非農地の事由といたしましては、農地法施行 昭和27年10月21日以前から農地以外の土地 住宅への進入路として使われているという事が非農地の事由となります。担当の加藤委員ご説明をお願いします。

[10番]

説明いたします。この土地は道具小路にあります。田の上墓地のすぐ東側になります。現況は周りは竹やぶと宅地がありますが、北の方にある宅地の進入路として使っていたようでございます。27年の農地法施行前から農地としては使っていないという事で行ったので、非農地として該当するという事でありまして、よろしくお願いたします。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[2番]

今お話がありましたように、全く田としての機能を果たしてなくて、何十年と今日まで来てましたので、この非農地証明については何ら問題はないのかなという風に感じております。以上です。

[議長]

事務局から補足する事がありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、昭和5年に西側通路をふさぐように住宅が建設されており、その当時から当該申請農地を出入り口として利用していたと判断されます。15ページの図面をお開きください。こちらは、当概地について小鶴土地区画整備事業を実施しているんですけど、区画整備が実施される前の図面になります。このオレンジに塗られてる部分が今回申請されているところでありまして。その上に家が二軒建ってるんですけど、S5これが昭和5年に建てられた家だそうです。隣の家がS64で昭和64年に建てられた家です。昭和5年に建てられた家、図面でいうと左側にも道路はあります。この土地に侵入する道路です。しかし、この道路を塞ぐように昭和5年に家が建てられておりますので、この道路を使っていたというのは判断できないと、当然このオレンジの部分の進入路

として使っていたという風に判断できると思います。昭和5年当時、農地法施行前の図面がなかったものですから、区画整備前の図面を参考にさせていただいております。出入り口を塞ぐように建物が昭和5年に建てられたという事で当概農地を出入り口として使用していたと判断します。農地法の施行が昭和27年であり、当概地がそれ以前より農地以外に使用されていたと考えられるため、非農地判断ができるものと判断しているところです。以上です。

[議長]

ただいま説明・報告が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

次に日程第6 議案第52号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

[事務局]

16ページをお開きください。議案第52号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」。利用権設定です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 2,649㎡。利用権を設定する者 〇〇 〇〇 〇〇番 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番 〇〇〇〇。担当の森委員よりご説明をお願いいたします。

[7番]

この畑は家床地区から通り浜の方に上がる県道木城高鍋線のちょうど上がった所に染ヶ丘地区というのがありますが、その地区の入り口の所に記念碑があります。そのすぐ南側の畑がこの畑になります。貸し手の〇〇〇〇さんは宮崎市内に住んでおられまして、借り手の〇〇〇〇さんとは以前より賃貸契約を結んでおられました。この度、農業経営基盤強化促進法に基づき再契約がなされたものであります。現在はキャベツが作付され、管理もきちんとされて何ら問題ないという風に考えます。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございません



か【質疑なし】

それでは質問もないようですから採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 3,200㎡。利用権を設定する者 〇〇 〇〇 〇〇番 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番 〇〇〇〇間。担当の森委員よりご説明をお願いいたします。

[7番]

説明します。この畑も同じく記念碑の所から約300メートル西側行った畑で、この2番の案件も〇〇〇〇さんと借り手の〇〇〇〇さんが賃貸契約を結んでおられましたけれども、同じように強化法に基づいて新たに再契約がされたという事です。現在この畑はキャベツが植えてありまして何ら問題ないかと思えます。以上です。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか【質疑なし】

それでは質問もないようですから採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

以上で、本日の議案のすべてを終わります。これをもちまして、平成26年第10回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(14時35分終了)

高鍋町農業委員会会議規則第9条の規定により、ここに署名する。

議 長 会 長

署名委員 1 1 番

署名委員 1 2 番